

福島県高等学校教職員組合 組合員の皆様へ

学校教育活動中の事故における

監督者責任の備えとしての賠償責任保険のご案内

〈賠償責任保険(企業用)普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款〉

1. 当該保険でのお支払い対象事故
2. お支払いする保険金の種類
3. 保険金をお支払いできない主な場合
4. 当該保険で補償の対象となる事故例
5. 支払限度額とお支払いいただく保険料
6. 保険契約と損害サービス

1. 当該保険^{*-1}でのお支払い対象事故

本保険^{*-1}は教職員の管理下で行われた「教育活動^{*-2}」に起因して日本国内において発生した「身体の障害・財物の損壊」により、教職員が個人として被害者^{*-3}に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

*-1: 保険商品の名称は施設所有(管理)者賠償責任保険です。

*-2: 教育活動とは正規授業の一環として学校内外で行われる場合だけでなく、場所・時間を問わず授業の一環として生徒が任意に参加し、教職員が引率する全ての活動を指すものとします。

*-3: 活動と利害関係のない第三者ばかりでなく、児童・生徒およびその父兄も含まれます。

2. お支払いする保険金の種類

- ・損害賠償金 被害者(損害賠償請求権者)に対して支払う損害賠償金(支払限度額内^{*-4}/免責金額なし)
- ・損害防止費用 事故による損害の発生および拡大の防止のための必要または有益な費用(支払限度額内/免責金額なし)
- ・求償権保全費用 他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合に、その権利の保全または行使のための必要または有益な費用(支払限度額内/免責金額なし)
- ・緊急措置費用 事故による損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合における応急手当、護送等の被害者に対する緊急に必要な措置に要した費用(支払限度額内/免責金額なし)
- ・争訟費用 損害賠償責任に関する争訟(訴訟、仲裁、調停、和解等)のために引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士費用などの費用(外枠^{*-5}/免責金額なし)
- ・協力費用 引受保険会社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用(外枠^{*-5}/免責金額なし)

*-4: 保険契約時に設定した支払限度額内での支払となり、設定した支払限度額を超過した額は自己負担となります。

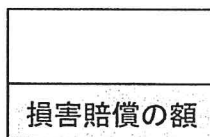
*-5: 契約時の支払限度額とは別に全額支払対象となる費用です。ただし、争訟費用については、法律上の賠償債務の弁済額が契約した支払限度額を超過する場合は、その賠償債務の契約限度額の割合によって保険会社が費用を支払います。

(争訟費用の支払い方の例: 限度額 2 億円・免責金額なしの場合)

A. 事故により被った損害額

損害賠償の額 4,500 万円
争訟に要した費用 300 万円

2 億円



4,500 万円 ≤ 2 億円

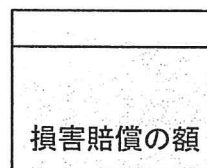
お支払いする保険金の額

- ・損害賠償金: 4,500 万円
- ・争訟費用: 300 万円

B. 事故により被った損害額

損害賠償の額 2 億 2,000 万円
争訟に要した費用 500 万円

2 億円



支払限度額 < 損害賠償の額

2 億円 < 2 億 2,000 万円

お支払いする保険金の額

- ・損害賠償金: 2 億円
- ・争訟費用: (2 億円 / 2 億 2,000 万円) × 500 万円 = 450 万円

3. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・ 保険契約者^{*6}、被保険者^{*7}の故意による損害
 - ・ 地震、噴火、洪水、津波等の天災による損害
 - ・ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された賠償責任
 - ・ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
 - ・ 被保険者間で生じた損害
 - ・ 自動車(原動機付自転車を含みます。)の所有、使用、または管理による損害
- 等

*-6: 今回のご提案では保険契約者は貴組合となります。(後述の通り)

*-7: 当該保険の補償の対象となる方々を指し、組合員である教職員個人となります。

4. 当該保険で補償の対象となる事故例

- ・ 校外スケッチ中、生徒が自動車事故に遭ったことにより、教職員個人としての監督責任を問われた場合。
 - ・ 課外授業の訪問先で生徒が不慮の事故に遭遇したことにより、事前の安全確認が未実施であったことで、その監督責任を教職員個人として問われた場合。
 - ・ 日曜日に教師が任意参加の生徒を引率し工場見学中、生徒が受傷し、教職員個人としての監督責任を問われた場合。
 - ・ 部活動中に生徒が受傷したことにより、教職員個人としての監督責任を問われた場合。
- 等

5. 支払限度額とお支払いいただく保険料

保険契約者 福島県高等学校教職員組合

被保険者 福島県教職員組合員(任意加入:記名式)

支払限度額 対人限度額 1名 5,000万円

1事故 2億円

対物限度額 1事故 2億円

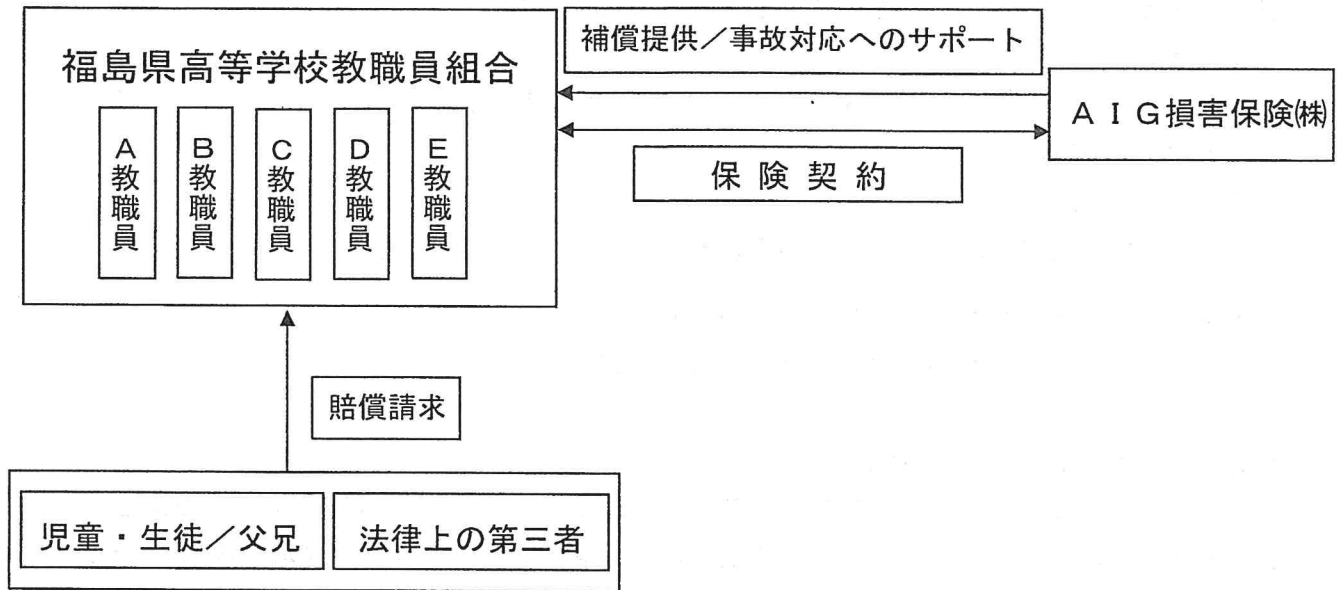
(保険金はお支払い後自動復元となります)

自己負担額 0円

保険料例 組合員1名 620円

※満期返戻金や契約者配当金はございません。

6. 保険契約と損害サービス



◇事故が発生した場合

万一事故が発生した場合は、遅滞なく、取扱代理店または引受保険会社にご連絡のうえ、その後の対応についてご相談ください。また、損害の発生および拡大の防止に必要な手段を講じるとともに、他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合は、その権利の保全・行使に必要な手続きを行ってください。なお、被害者との間で損害賠償額等を決定(示談)する場合は、必ず事前にご連絡ください。正当な理由がなく、これらの手続きを怠った場合には、それによって引受保険会社が被った損害の額または事故の発生・拡大を防止できたと認められる損害の額などを差し引いて保険金をお支払します。

◇ご加入にあたって

この保険契約は、引受保険会社との損害保険契約によって運営され、貴組合と引受保険会社との1年間の契約となります。

●この提案書は保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧いただくか、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。

●引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

引受保険会社
AIG損害保険株式会社 宇都宮支店
宇都宮市松が峰1-3-15
TEL 028-346-4100 FAX 028-346-4127
<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは AIG損害保険株式会社 代理店

有限会社 飯泉保険事務所

宇都宮市今泉1-3-8

TEL : 028-621-0921